

令和3年11月19日  
大臣官房人事課

## 独立行政法人役員の公募について

国土交通省において、下記役員ポスト（理事長2名）の公募を、本日、令和3年11月19日（金）より開始しましたのでお知らせ致します。

なお、詳細につきましては、国土交通省のホームページに掲載しております。皆様からのご応募をお待ちしております。

### 《公募の概要》

#### （1）公募ポスト（2法人、2名（常勤））※別添参照

- ・国立研究開発法人 土木研究所      理事長 1名（大臣任命）
- ・独立行政法人 水資源機構          理事長 1名（大臣任命）

#### （2）提出書類 及び 申込方法

- ・郵送の場合  
所定の提出書類一式（履歴書、自己アピール文書、返信用封筒）を簡易書留扱いで、国土交通省の担当あてに郵送して下さい。
- ・メールの場合  
所定の提出書類一式（履歴書、自己アピール文書）を、国土交通省の専用アドレス ([hqt-jinji02@mlit.go.jp](mailto:hqt-jinji02@mlit.go.jp)) あてにお送りください。
- ・応募期限：令和3年12月16日（木）**必着**

#### （3）選考方法

一次選考（書類選考）、二次選考（面接審査）を実施し、選考委員会の審議を経て、国土交通大臣が任命します。（令和4年4月任命予定）

#### （4）国土交通省 役員公募ホームページ

- ・国土交通省 HP：[https://www.mlit.go.jp/page/kanbo03\\_hy\\_000006.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo03_hy_000006.html)

郵送先・問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省大臣官房人事課人事第二係

山川、入江

代表 03-5253-8111（内線21294）

直通 03-5253-8174

FAX 03-5253-1521

## 公募ポストの概要( (国研) 土木研究所)

## 【公募ポスト】

国立研究開発法人土木研究所 理事長

## 【職務内容】

土木研究所の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中長期目標及びその達成のための中長期計画に基づき、土木研究所全体(役職員数約 450 名)の業務を総理する。

## 【任 期】

令和4年4月1日～令和10年3月 31 日まで※

※独法通則法第 21 条第1項等の規定に基づき、任命の日から主務大臣が土木研究所に指示する中長期目標の期間の末日まで。

## 【勤務条件】

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：土木研究所(茨城県つくば市南原1-6)
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・給与：年収約 1,800 万円(役員特別調整手当、期末手当及び業績手当を含む。)及び通勤手当
- ・福利厚生：国家公務員共済組合法適用[短期給付(健康保険相当)及び長期給付(厚生年金相当)]、健康診断(年1回)
- ・危機管理：地震、水害、土砂災害等の災害時には 24 時間体制で勤務、緊急招集の場合あり
- ・その他：給与等の条件は変わることがある

## 【必要な資格・経験等】

- ・原則として任期満了時点で 70 歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、取引上密接な利害関係を有する者、当法人を相手とする訴訟当事者等の経歴を有しない他、理事長在任中は周囲の誤解をまねくような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・土木技術について精通するとともに、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、国土交通大臣が定める中長期目標の達成に向けて、強いリーダーシップを持って 450 人規模の組織を管理する十分な能力を有していること。
- ・国際会議の運営、関係行政機関や民間企業のトップ、学識経験者、利害関係者等との円滑な渉外交渉や調整業務を行うことのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・事件、事故等の発生時に、危機管理対応を指揮するとともに、必要に応じて土木研究所の代表として対外的に自ら説明責任を果たすことができる十分な能力を有していること。

## 公募ポストの概要((独)水資源機構)

## 【公募ポスト】

独立行政法人水資源機構 理事長

## 【職務内容】

機構の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、機構全体の運営管理業務(本社7部4室、2支社、1局、30 事業所、1センター、役職員数約 1,400 名)を総理する。

## 【任 期】

令和4年4月1日～令和8年3月 31 日まで※

※独法通則法第 21 条第 1 項等の規定に基づき、任命の日から主務大臣が機構に指示する中期目標の期間の末日まで。

## 【勤務条件】

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：本社(埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2)
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・給 与：年収約 2,020 万円(業績手当及び地域手当を含む。)及び通勤手当
- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断(年1回)
- ・危機管理：地震、風水害等災害時には 24 時間体制で勤務、緊急招集の場合がある
- ・その他：給与等の条件は変わることがある

## 【必要な資格・経験等】

- ・原則として任期満了時点で 70 歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、取引上密接な利害関係を有する者、当機構を相手とする訴訟当事者等の経歴を有しない他、理事長在任中は周囲の誤解をまねくような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、1,400 人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・関係行政機関、利害関係者、民間企業、学識経験者等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・事件、事故等の発生時に、危機管理対応を指揮するとともに、必要に応じて機構の代表として対外的に自ら説明責任を果たすことができる十分な能力を有していること。